

下田市告示75号

下田市災害対策用品等購入費補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年5月1日

下田市長 松木 正一郎

下田市災害対策用品等購入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民の災害に対する備蓄を促進し、自助・共助の向上につながることを目的に、災害対策用品等を購入する者に対し予算の範囲内において補助金を交付することについて、下田市補助金等交付規則（平成30年下田市規則第48号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「災害対策用品等」とは、備蓄食料、保存水、照明器具、防災ラジオ、簡易トイレ等、災害時において必要とされる用品が一式収納され、主に家庭において備蓄ができ災害時に持ち出し可能なものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内に住所を有する者（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民票に記載されている者）

(2) 過去に本補助金の交付を受けていない者

2 当該補助金の申請は、補助金の交付を受けようとする者が属する世帯の代表者（以下「申請者」という。）が申請する。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、市長が別に定める期間に購入する災害対策用品等の購入に要する経費とする。

2 補助金の交付の対象となる災害対策用品等は、別表に定める。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額とし、5,000円を上限とする。

2 前項の補助金の額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。

(交付の申請)

第6条 申請者は、下田市災害対策用品等購入費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

(1) 購入予定の災害対策用品等の内容と金額が確認できる書類又はその写し

(2) 市内に住所を有することを証明する書類（住民票の写し、運転免許証の写し等）

（申請書中の同意事項に同意しない場合に限る。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、その結果を下田市災害対策用品等購入費補助金（交付・却下）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の規定による交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに交付決定を受けた災害対策用品等を購入し、購入した日から起算して30日を経過する日又は交付の決定に係る会計年度の3月10日のいずれか早い日までに、下田市災害対策用品等購入費補助金請求書（様式第3号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 交付決定者宛の領収書

(2) 災害対策用品等の購入が確認できる写真等（交付決定者と購入した災害対策用品等が写っている写真）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(決定の取消し等)

第9条 市長は、交付決定者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたと認められるときは、当該交付決定を取り消し、当該取消しに係る部分に関し既に交付済みの補助金があるときは、その一部又は全部の返還を求めることができる。

(処分等の制限)

第10条 交付決定者は、補助金の交付を受けた災害対策用品等について、補助金の趣旨に従って備蓄及び使用をしなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

別表（第4条関係）

種別	品目
災害対策用品等（複数品目が一式入ったもの）	防災リュック（非常用持出袋等）
	防災セット
	防災ポーチ
	子供用防災リュック（子供用非常用持出袋 等）
	乳児用防災セット